モバイルルーター（ＵＳＢドングル）の貸出しについて

１　目的

オンライン学習等のための環境整備を推進することを目的に、インターネット通信環境がない家庭に対してモバイルルーター（USBドングル）を貸与します。

２　対象者

市内小中学校の児童生徒の保護者で、児童生徒のオンライン学習環境を整備するために機器の貸与を希望する方を対象とします。

３　貸与期間

次のいずれかに該当するまでの期間とします。

①家庭にインターネット環境を整備し、機器の貸与が必要なくなった場合

②小学校または中学校を卒業する場合

③市外に転校する場合

４　料金

機器の貸与にかかる料金は、無料です。

ただし、通信契約及び通信にかかる費用は、契約者の負担となります。

５　申請手続

機器の貸与を希望する方は、次の二次元コードまたはURLから申請してください。オンラインでの申請が不可能な場合、10に記載の問い合わせ先にご連絡ください。

①二次元コード

②URL　https://www.harp.lg.jp/qlrl7Meu

６　貸与決定

申請者に対し、「モバイルルーター貸与決定通知書（却下通知書）」を交付します。

７　機器の貸与

機器の貸与の決定を受けた方は、決定通知日から10日以内に、教育委員会学校教育課へ決定通知書をご持参のうえ、機器を受け取ってください。

８　通信契約

機器の貸与を受けた方は、任意の通信事業者と通信契約を行ってください。

９　機器の返却

機器の貸与が不要となったとき、または機器の貸与期間が終了したときは、速やかに教育委員会学校教育課に返却してください。

10　その他

問い合わせ先　　教育委員会学校教育課学務係（26-7303）